

議案第 1 6 号

日出町手数料条例の一部改正について

日出町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町手数料条例の一部を改正する条例

日出町手数料条例（昭和 5 1 年日出町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 戸籍に関する事務の部を次のように改める。

	交付手数料	戸籍法(昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号)第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 1 2 0 条第 1 項、第 1 2 0 条の 2 第	1 通	4 5 0 円	
--	-------	---	-----	---------	--

	1 項若しくは第 1 2 6 条の規定に基 づく戸籍証明書の 交付			
証明手 数料	戸籍法第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項 まで又は第 1 2 6 条の規定に基づく 戸籍に記載した事 項に関する証明書 の交付	1 件	3 5 0 円	
発行手 数料	戸籍法第 1 2 0 条 の 3 第 2 項の規定 に基づく戸籍電子 証明書提供用識別 符号の発行(情報通 信技術を活用した 行政の推進等に関 する法律(平成 1 4 年法律第 1 5 1 号) 第 7 条第 1 項の規 定により同法第 6 条第 1 項に規定す る電子情報処理組 織を使用する方法 (総務省令で定め るものに限る。以下	戸籍電子 証明書提 供用識別 符号 1 件	4 0 0 円	

	この部において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
	戸籍法第12条の			

戸籍に関する事務	交付手数料	2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通	750円	
	証明手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件	450円	
		戸籍法第120条			

	発行手数料	の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件	7 0 0 円	
--	-------	--	--------------------	---------	--

	時に当該除籍電子 証明書が証明する 事項と同一の事項 を証明する除かれ た戸籍の謄本若し くは抄本又は戸籍 証明書の請求を行 う場合における当 該発行を除く。)			
証明手 数料	戸籍法第48条第 1項(同法第117 条において準用す る場合を含む。)の 規定に基づく届出 若しくは申請の受 理の証明書の交付、 同法第48条第2 項(同法第117条 において準用する 場合を含む。)若し くは第126条の 規定に基づく届書 その他町長の受理 した書類に記載し た事項の証明書の 交付又は同法第1 20条の6第1項 の規定に基づく届	1 通	1 通につき 3 5 0 円 (婚姻、離 婚、養子縁 組、養子離 縁又は認知 の届出の受 理につい て、請求に より法務省 令で定める 様式による 上質紙を用 いる場合に あつては、 1 通につき 1, 4 0 0 円)	

		書等情報の内容の 証明書の交付			
	閲覧手 数料	戸籍法第48条第 2項(同法第117 条において準用す る場合を含む。)の 規定に基づく届書 その他町長の受理 した書類を閲覧に 供する事務又は同 法第120条の6 第1項の規定に基 づく届書等情報の 内容を表示したも のを閲覧に供する 事務	1 件	3 5 0 円	

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

理 由

戸籍法改正により、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る手数料の額を定めたいので提出する。